

リカレントグループ学則

第1章 総則

【第1条 本学則の構成】

本学院（リカレントグループ）はリカレント及びリカレントキャリアデザインスクール、並びにリカレントメンタルヘルススクール（以下RMHS）、リナックスアカデミーからなります。

【第2条 目的】

本学院は社会人の再教育を目的とします。

第2章 会員

【第3条 会員資格の取得】

1. 本学院では会員制度を採用しています。
2. 本学院では以下の4種類の会員種別があります。会員種別により、会員期間・入会金・サービス内容に区分がございます。
3. この学則では入会手続きの上各種バリューパックコースを受講できる、「正会員」（以下「会員」）について規定しています。

会員種別	会員期間	入会金(税抜)	各種サービス利用にあたって*
正会員	通学会員	無期限	3万円 規定するすべてのサービスがご利用になれます。
	通信会員	無期限	2万円 規定するすべてのサービスがご利用になれます。
	マスター会員	無期限	1万円 入会時60歳以上の方。就職サポート**（オプション）を除く規定するすべてのサービスがご利用になれます。
準会員	3年間	1万円	受講するコースの開講期間中指定されたサービスがご利用になれます。

*RCC・リカレントキャリアセンターにおける就職サポートについては、会員種別・受講コースに応じてサポート内容が異なります。別途就職サポートガイドをご覧ください。
**マスター会員の方は、学則第9条に規定する「就職サポート」サービスはオプション（別途申込2万円（税抜）／通学・通信共通）となります。

4. 特定の単科コース（あるいは教科）を受講する「準会員」の規定は、別途これを定めます。準会員の方は就職サポートサービスの対象外です。
5. 学則に規定しない細則は各講座「受講ガイド」に別途規定します。

【第4条 本学院の受講希望者に必要な条件】

1. 本学院の案内書類に記載されているコース受講によりその技術習得を目的とします。
2. 本学院のコースを受講し理解できる基礎学力を有することとします。
3. 18歳以上（RMHSについては20歳以上）の社会人の方、又は学生とします。

【第5条 会員資格の有効期間】

1. 会員資格の有効期間は入会日より無期限とします。
2. 申込受付後、学費納入等の入会手続きが期限内に実施されない場合（期限等は募集要項確認）、又はコース開始の1週間前までに、入会手続きが完了しない場合は、入会資格を取り消され、会員資格を失う場合があります。この場合は第13条の『中途退学保証制度規定』により処理されます。
3. 入会手続き完了月の翌月末までは仮会員登録期間として、必要に応じて入会審査を行う場合がございます。本学院の判断により、入会の取消をする場合には仮会員登録期間内（消印日含）に本人にその旨を文書にて通知致します。
この場合は納入済の学費を全額返還する他は、それ以外の責務を学院は負いません。この場合も会員資格取消事由についてはこれを公表致しません。
1ヵ月経過後は入会日にさかのぼって、正規の会員として登録されます。
例/ 2月7日入学なら翌3月末日までが仮会員登録期間となります。
4. 会員資格を証する「会員証」は、他人に貸与または譲渡できません。

【第6条 会員資格の喪失】

1. 会員の方が、次の各号の一つに該当するに至ったときは、会員資格を失います。
(1)仮会員登録期間中に入会審査で取消とされた場合。
(2)本学院（教職員を含む）または会員に対して、物理的ならびに精神的を問わずその教授並びに学習を妨げる行為があり、またその場合に指導に従わず、改善の余地がないと判断された場合。あるいは本学院または会員に対して、危害を加える、本学院の施設を破損する等の行為があった場合。
(3)その他、学院の名誉・信用を失墜する行為及びこれに類する行為があったと本学院が判断した場合。
(4)入会時に、住所・氏名・連絡先等に事実と異なる記載があった場合。
(5)会員より退会の意思表示があった場合。
(6)その他会員としてふさわしくないと本学院が判断した場合。
2. 会員資格を喪失または取り消された場合の学費等は以下の通りと致します。
(1)号納入済の学費は全額返還します。
(2)号/ (3)号/ (4)号納入済の学費は一切返還されません。また、事由により本学院に対する損害賠償責務が発生する場合がございます。
(5)号「中途退学保証制度規定」により処理されます。
(6)号事由により判断します。

第3章 会員サポートの諸制度

【第7条 本学院の義務】

1. 本学院では、会員が申し込んだコースを受講修了した時点で会員に対するその責務を完了します。

2. 本学院の責めによる事由により、受講予定あるいはすでに受講を開始しているコースを途中で打ち切る場合は、残された受講時間に相当する学費をお返しします。
3. 各種付帯サービスは、学費以外の会員サービスであり、本学院の講座の閉鎖・停止等の諸都合により、サービスが会員の方に予告なく変更または終了または本学院の都合により利用できない場合がございます。各サービス未提供の場合にも返金等には応じられません。
4. 本学院のコースなどをご利用になったことで、会員の方の知識・技能の向上その他の目的が万が一達成できなかったとしても当学院は一切責任を負いかねます。
5. 新規入会時お申込みコース受講開始後および継続申込みコース受講開始後に、目標とする資格試験の試験制度の改定が告知または実施された場合も、本学院は改定後の試験制度に沿ったカリキュラムの提供義務を必ずしも負いません。

【第8条 会員の義務】

1. 本学院の案内書類に記載されているコース受講によりその技術習得を目的として学習に励むこと。
2. 住所・氏名・電話番号・連絡先等会員登録事項に変更が出た場合は速やかに届け出ること。
3. 学院内での録音・ビデオ撮影・写真撮影等は禁止されています。
4. コンピュータの利用環境を許可なく変更することは禁止されています。
5. コンピュータにインストールされているソフトウェア等のコピーは一切禁止しています。許可なくこれを行った場合は、第6条により会員資格を喪失する場合があります。
6. 各種記録メディアの利用は、授業で指定された用途に限定するものとし、その利用に伴うウイルス感染リスクは会員自らがこれを負うものとする。本学院が会員に貸与・譲渡したメディアで会員が第三者にウイルス感染を広めたことにより生ずる損害賠償請求に対しては、会員がその賠償の責に任ずるものとし、本学院は一切関知しないものとする。
7. 各資格試験の受験案内等は会員サービスの一環として行っていますが、連絡不行き届により受験ができなくなった場合については、一切本学院はその責任を負いません。資格試験の申込管理はあくまで会員各自が行ってください。受験資格、受験日・受験申込み等の管理も会員の方が各自行って下さい。これらの告知義務は本学院にはありません。

【第9条 各種制度一覧】

1. 各種制度適用期間一覧

	適用期間
会員	無期限
中途退学保証制度	6ヶ月
フリートレーニング	3年間
合格保証制度	1年間（入会後合格発表までに1年を超える場合は翌期）
就職サポート	無期限（5年間無料）
会員価格の利用	無期限

※諸事情により適用期間が変更になる場合がございます。

【第10条 ご入会後の解約について】

1. お申込みコースの解約については以下の条件でお受け致します。解約事由は不問です。お納めいただいた学費から以下の手数料を差し引いてご返金致します。
2. 所定の申請用紙に記入の上、会員証と受講カードを添えて直接リカレント受付窓口へ申請ください。窓口申請以外の郵送、FAX、電話、メール等による申請は無効となります。所定の申請用紙が提出された日が受理日となります。
3. 学費納入後のご返金につきましては、会員指定の口座へご返金致します。
4. 解約手数料一覧（何日前とはご入会後初めて受講されるコースの開講日の前日より起算します）

取消日時（開講日前日から）	解約手数料
22日以前	所定の解約手数料
21日前～15日前まで	所定の解約手数料+学費の10%*
14日前～前日まで	中途退学保証制度規定による

解約手数料（税抜）	
学費が500,000円以上	50,000円
学費が200,000円以上	30,000円
学費が200,000円未満	20,000円

*学費=入会金+受講料+教材費・実習費の合計（税抜）

【第11条 クラス振替制度】

1. 在籍クラスを欠席時に、他の同一内容のクラスを無料で受講できる制度です。但し、この制度は、欠席時のフォローシステムの一つであって、授業そのものを保証するものではありません。また、修了認定や各種制度を利用するための出席率には含まれません。振替を希望するクラスが、定員締切の場合は受講することはできません。
2. 「クラス振替制度」の詳細は、各講座「受講ガイド」にて別途規定します。

【第12条 合格保証制度】

1. 本学院の資格保険制度の名称。「合格保証制度」のついた資格対策教科を受講し（出席率80%以上を要す）、万一本試験に不合格の場合は入会後1年間（入会後合格発表までに1年を超える場合は翌期）、資格対策教科の受講料を免除致します。
2. 「合格保証制度」は本学院の固有の制度の名称であり、合格そのものを保証するものではありません。
3. 「合格保証制度」により再受講する場合には、登録料として1教科あたり6,000円（税抜）が別途必要になります。
4. 「合格保証制度」の詳細は、各講座「受講ガイド」にて別途規定します。

【第13条 中途退学保証制度】

1. 受講開始後、何らかの事情で学習を継続できなくなった方のための中途解約制度の本院の制度名称です。この場合、未開講（講座開始日当日に申請があった場合は開講済みとみなす）かつ未受講コース部分の受講料の80%を返金致します。精算の単位は教科単位（コース内構成教科）で行われますので、コース内構成教科をご確認ください。
2. 本制度利用のためには、以下の要件を満たす必要があります。
(1)受講手続きが完了し、全ての学費（入会金・受講料・教材費等の合計）の支払いが完了していること。教育ローンの場合は支払い完済が条件となります。
(2)会員資格取得後、6ヶ月以内の申請であること。
3. 所定の申請用紙に記入の上、会員証と受講カードを添えて直接リカレント窓口へお申込ください。窓口申請以外の郵送、FAX、電話、メール等による申請は無効となります。所定の申請用紙が提出された日が受理日となります。
4. 申請事由は不問です。学費の現金支払い者に加えて、教育ローン・クレジットカード利用者も同一条件で申請できます。
5. 精算は教科単位で計算されます。クラス選択提出後、教科受講の有無によらず教科日程が開始された以後についてはその教科は受講済みとみなされます。コース内構成教科は個別カウンセリングなどのイベントでもご確認できますし、コース申込後、リカレントから郵送又は直接お渡しする受講カードや履歴登録カードにも記載されていますので、異議又は不明点がある場合は入会手續完了前に必ずご確認ください。
6. 取消手数料として、一律20,000円（税抜）が必要となります。
7. 学費納入のご返金につきましては会員指定の口座に返金されます。
8. 「中途退学保証制度」の詳細は、各講座『受講ガイド』にて別途規定します。

【第14条 再受講制度】

1. 教科受講修了後、各講座から指定された教科を対象に、再度翌期の同一教科を受講できます。詳細については、各講座『受講ガイド』に規定します。
2. 受付期間は、コース開始日の1週間前より受け付け致します。基本的に新規会員を優先するものとするため、所定の定員に達している場合には受講できないか、希望クラスを変更していただく場合があります。
3. 同一教科が翌期以降開講しない場合には、再受講制度は適用されません。

【第15条 修了認定基準】

1. 修了認定基準を満たした場合に、修了証書が交付されます。
2. 次の各項目の修了認定基準を満たす場合に、「コース修了認定」が受けられます。講座・コースにより、別途規定がある場合は、各講座『受講ガイド』に規定します。
①所定のカリキュラムの80%以上を受講していること。
②コース所定の修了認定テストでCランク（60%）以上を取得すること。尚、作品提出を以て修了認定テストに代える場合もあります。
3. 修了認定基準として、次の制度を利用した場合の受講時間について規定します。
①「クラス振替制度」を利用しての出席は受講時間に含まれます。
②映像補講は、一部受講時間に含まれます。
詳細は、各講座『受講ガイド』にて別途規定します。
4. 修了認定がない場合は本院の修了生として認定されません。この場合、第9条の各種制度及び教育訓練給付金制度等の利用に制限を受ける場合があります。

【第16条 カリキュラムの改定】

1. 本院が提供するカリキュラム（授業内容）は、予告無く改定される場合があります。
2. 変更前のカリキュラムにお申し込みの場合は、変更後の同等のカリキュラムをもって代えさせていただきます。

【第17条 申込コースの有効期限】

1. 申込コースの有効期限は、申込日より3年を越えることはできません。3年を越えたコースは、コース受講の権利を喪失します。
2. 受講権利を喪失した場合は、理由の如何によらず受講料及び教材費の返金に応じることは出来ません。また他のコースへの振替等もできません。
3. 学則以外に各講座で別途に定めた規定がある場合は、各講座規定に従うものとします。

【第18条 付則】

1. 本学則に規定なき事項については、学院・会員とも相互に協議により解決することを決定します。
2. 本院と会員との間に争いが生じた場合には、東京地方裁判所および東京簡易裁判所を管轄裁判所と致します。
3. 本学則は、各スクールパンフレット等に印刷されて交付されます。会員は、入会時の入会申込書に、サインまたは捺印すること、この学則を遵守する義務が生じます。

【補足】

1. コース・回数・単科コース（教科）・コース・講座・スクールの語義について学則内で記されている言葉は以下の通り定義します。
①コマ： 授業は75分を1コマとして行われます。
②回数： 1回の授業は75分×2コマからなり、10分間の休憩を含み原則として1回2時間30分で構成されます。
③単科コース： ある一定のまとまりをもったカリキュラムの単位。単に教科ともいいます。
④コース： (1)複数の単科コースからなる。バリューバックコースともいいます。
(2)PC系の講座では、原則として①高度なPCスキル②専門知識③ライセンスの3つの付加価値（バリュー）をもつ単科コース群をバックにしてひとつのコースが編成されます。
⑤講座： 複数または単一のコースからなります。

⑥スクール： 複数または単一の講座からなります。リカレント及びリカレントグループ各校があります。

2. 会員算定期間について
期間の算定は、入会日を基準として全て、その翌月より計算します。

本学則施行日 1999年 4月 1日 Ver.1.0
本学則改訂第5版改訂日 2018年 11月 1日 Ver.4.8
※ 下線箇所改正

教育訓練給付金規定

【第1条】

「教育訓練給付金制度」をご利用になる場合は、所定の案内書に従い、会員自身の責任において、給付金の申請を行なってください。会員の都合により、教育訓練給付金が支給されない場合、本院は給付金に関する一切の責任を負いません。

【第2条】

「教育訓練給付金制度」の具体的な手続申請方法は、各講座所定の案内をご参照下さい。

【第3条】

給付金支給要件を満たすための修了認定については、80%以上の出席率の他に、所定の試験の合格等が規定されているものもごございます。詳細については各講座『受講ガイド』にて規定します。

緊急事態規定

【第1条 緊急事態宣言】

- 1) 大地震や火災などの天変地異事態の発生ないし、原発事故・戦争・紛争などの勃発あるいはこれに準ずる事態が生じた時または生じる事が相当程度高いと予見される場合は、会員及び講師・従業員の安全確保を目的として学院長（ないしは本院運営会社の責任者 以下責任者等）の判断に基づき、緊急事態宣言を発令する事ができます。
- 2) 発令地域は、全学一斉の他、一部の地域に限定して出すこともできます。これは宣言及び解除にも共通します。

【第2条 教育サービスの提供の停止】

- 1) 緊急事態宣言が発令された場合は、学則第2章で定める会員資格やこれに付帯する第3章で定める会員サポートの諸制度のすべてを直ちに停止します。
- 2) 期間は発令日から最長1か月間を期限としますが、期限到来後緊急事態の改善状況によってはさらに責任者等の判断により1か月間単位で（以後緊急事態宣言が解除されるまでの期間）更新指定ができるものとします。
- 3) 緊急事態宣言の発令期間中は、本院は全ての教育サービスの提供から免責されるものとします。また、会員及び講師・従業員の学院内への無断での立ち入りを禁止します。

【第3条 緊急事態の解除】

- 1) 緊急事態の発令期間中は、会員の諸権利は凍結保護されます。
- 2) 緊急事態を解除または一部解除した場合は、教育サービスの全部ないし一部を順次再開するものとします。
- 3) 会員資格は、緊急事態の解除後、緊急事態宣言の期間（1か月単位）に応じて延長されます。
- 4) 解除後に提供される教育サービスは、入会時申込内容としますが、必要に応じて内容の一部を変更する場合があります。
- 5) 教育サービスの停止期間中はもちろんの事、その解除後も本院は入会時に提供が予定された教育サービス以外の付加サービスや代替サービスの提供義務を有しません。また学則で定められた内容以外での返金等に応じる事はありません。
- 6) 緊急事態の宣言により、教育訓練給付金制度の利用や各種試験の受験その他の制限がでた場合も本院は、補償等を行うことはありません。

暴力団等反社会的勢力の排除規定

【第1条 会員資格の取り消し】

会員が以下各号のいずれかに該当することが判明した場合、何らかの警告を要することなく、本院運営会社の責任者は、直ちに会員資格を取り消すことができます。

- 1) 本人またはその所属先が、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、またはその他の反社会的勢力である場合
- 2) 暴力団、暴力団構成員等、上記でなくなつてから5年を経過しないもの
- 3) 暴力団または暴力団員、暴力団関係企業等の関係者（資金提供、利益供与及び密接な交際を含む）

【第2条 会員資格の取り消しによる諸事項】

前項の規定に基づき会員資格を取り消した場合の学費等は一切返還されません。

リカレント 申込規約

※大切なご案内です。必ずお読みください。当規約は予告なく変更することがあります。

1. お申込に際しての留意点について

- 定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。
- お支払期日迄に入金の確認ができない場合、受講をお断りする場合があります。
- お申込みが5名以下のコースは開講を見合わせる場合がございます。その場合は開催日の2週間前までにご連絡致します。変更可能な受講スケジュールが他にあり、お客様が希望された場合は速やかに変更の対応を行います。これ以外の場合は入金いただいた受講料を全額返金致します。
- リカレントでは、会員の皆様のごころの健康状態を知り安全な受講に努めるため、次のいずれかに該当する場合は、リカレントの講座スタッフによる面談および、受講にあたっての医師の許可書等を求める場合があります。
 - ①精神科ないし心療内科系の受診歴がある場合（過去3年以内）
 - ②現在、抗うつ剤や向精神薬など精神疾患に関連する薬を服薬されている場合受講にあたってスクールが配慮すべき事項等がございましたら、どんなことでもお気軽にスクールカウンセラーにご相談ください。
- 次のいずれかに該当する場合は、申込をお断り、または受講契約を解除させていただく場合があります。
 - ①お客様の個人情報に虚偽の事実が認められた場合
 - ②お申込内容がお申込受付期間を終了した講座等であった場合
 - ③お客様からのお申込内容の変更、または撤回の連絡があった場合
 - ④受講中に講師、運営担当者の指示に従わず、実習の拒絶その他の行為により講座の進行に支障を及ぼした場合、または他の受講生に迷惑になる行為をした場合。
 - ⑤この申込規約もしくは法令等に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったと弊社が判断した場合。
 - ⑥その他弊社が講座受講困難である、または受講が適切でないと判断した場合。

2. 教材等の発送について

ライブ通信コースにおいて教材等は、通信教育本部が定めた発送日程に従い、指定する宅配業者または郵便事業者（以下、運送業者等）がお客様へお届けします。いかなる理由があっても窓口での教材等の受取や当本部職員によるお届けはできません。また、教材等はおお客様がご指定の発送先ご住所とおお客様ご本人のお名前を宛先として発送いたします。発送先等の状況によっては受講料以外に送料や手数料を別途お支払いいただく場合がございます。なお、通信教育本部より発送された教材等は運送業者等が定めた運送約款等の規約に従って取り扱われます。

3. 教材等の保存期間・サービス等の提供期間について

教材等は、パンフレット・受講ガイド等に記載された受講期間内、もしくはそれが対象とする各種試験の実施日まで在庫として保管いたします。受取の教材等に万一不足物があった場合には、その期間内にリカレントの受付窓口までご連絡ください。この期間を経過した場合には、教材等を受け取れません。また、自習室の利用・ご質問への回答・答案の添削などのサービス（以下、サービス等）の提供期間についても、パンフレット・受講ガイド等に記載された受講期間内、もしくはそれが対象とする各種資格試験の実施日までとさせていただきます。なお、サービス等の提供につきましてはお申込をされたご本人に限らせていただきます。

4. 教材等の返品及び中途解約について

お客様の都合による受講申込み後の解約は、以下の通り対応させていただきます。

* 全課程通学コースをお申込みの方は、リカレントグループ学則第10条及び第13条「中途退学保証制度」に基づき、ご対応させていただきます。

* ライブ通信コースをお申込みの方は、「商品等の返品について」の箇所をご覧ください。

特記事項

入会後に中途解約（クーリングオフ・中途退学・コースキャンセル等を含む）をされた場合は、精算時にキャンペーン対象コース（または各種特典・事前学習）の正規受講料を精算金額から申し受けますのであらかじめご了承ください。これらのキャンペーン対象コースはすべて、特定商取引法またはリカレント学則指定の中途退学保証制度対象外となっています。

5. 著作権について

リカレントがお客様に提供する教材等やインターネット上で提供する情報（以下、情報等）は全て著作権法上の保護対象となっています。リカレントの許可を得ずにこれらの著作物を非商業的かつ個人的な目的以外で、使用・複製または録画・録音・ダウンロードなどを行わないでください。

6. 責任について

リカレントのコースをご利用になったことで、お客様の知識・技能の向上その他の目的が万一達成できなかったとしてもリカレントは一切責任を負いかねます。また、運送業者等による教材等の配達遅延や紛失等で教材等の受取が遅れた場合も同様とします。その他、天変地異や法令・公権力の発動等の不可抗力によりお客様の知識・技能の向上その他の目的が万一達成できなかった場合等につきましても一切責任を負いかねます。

7. サービス対象エリア

ライブ通信コースのサービス対象エリアは、日本国内とします。なお、海外及び国内の一部離島地域ではサービスをご利用になれない場合がございます。

商品等の返品について

※受講申込みの際は、あらかじめ次の受講契約内容をよくお読みください。

1. 特定商取引法 第 15 条の 2 関係

リカレントが提供する当パンフレット掲載商品等は、特定商取引法 第 15 条の 2 に規定する「クーリング・オフ」制度の適用対象外となります。あらかじめ、ご承知おきください。(同法規定によるクーリング・オフはできません。)

2. リカレントが定める中途解約について

お客様の都合による受講申込み後の解約は、まずリカレント通信教育本部（下記参照）にお申し出・ご連絡ください。次の規約内容に基づき、解約に応じさせていただきます。

【講座受講開始前の解約について】

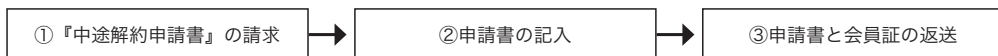
第 1 回目の教材等発送開始前までの解約につきましては、受講料より解約手数料 20,000 円（税抜）を差し引いた残額をご返金いたします。

【講座受講開始後の解約について】

未開講（講座開始日当日に申請があった場合は開講済みとみなす）かつ未受講コースの受講料の 80% を返金致します。精算の単位はコース単位で行われます。取消手数料として、一律 20,000 円（税抜）が必要となります。

※役務提供済み部分に相当する受講料は、コース受講料を基礎に、(教材等) 発送終了分として算定致します。

【解約の手順について】



※中途解約申請書は通信教育本部（下記参照）までお電話もしくはメールにてご請求ください。
※中途解約申請書とリカレント会員証が、リカレント通信教育本部に到着した日が受理日となります。

【解約の条件について】

①受講手続が完了し、全ての学費（入会金・受講料・教材費等の合計）の支払が完了していること。教育ローンの場合は、支払い完済が条件となります。

②受講申込後、6 ヶ月以内の申請であること。

※申込の翌月より起算（例：3 月 15 日申込⇒9 月末日までが申請可能）

【ご返金について】

会員指定の口座に返金されます。なお、振込手数料は、ご負担いただきます。

【受付窓口】

リカレント通信教育本部
〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-13 京王新宿追分ビル 4F
TEL:03-5368-3883 MAIL:re-kcc-live@recurrent.co.jp

リカレント 学則について

リカレントのコースをお申込みの方には、パンフレット内の「リカレントグループ学則」が適用されます。お申込みの際は必ずお読みください。なお、学則の内容は予告なく変更することがあります。

特定商取引に関する法律（特定商取引法）に基づく表示 並びにクーリング・オフ及び中途解約（返品特約）に関するご案内

株式会社リカレントが提供する各講座につきましては、その一部に商品の販売又は役務の提供を通信販売する場合に該当するものがあります。本紙面は、これに該当する商品又は役務を含め、パンフレットに掲載する講座について、特定商取引法に準拠して、必要な表示を行うものです。

特定商取引法に基づく通信販売業者の表示

◇販売業者	株式会社リカレント
◇販売総責任者	株式会社リカレント 代表取締役 松田 航
◇所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-13 京王新宿追分ビル 4F
◇電話番号	03-5368-3880（代表番号）
◇販売価格・役務の対価	パンフレット内において商品及び役務（以下、商品等）毎に表示。表示価格は全て消費税込みの金額も表示しています。
◇送料について	日本国内への送料は無料。海外への送付につきましては、海外発送に必要な諸費用を別途ご負担いただきます。
◇販売価格等及び送料	受講料等のお支払のための「振込手数料」、「払込手数料」及び、質問送付時の切手代等の通信費は、別途ご負担いただきます。
◇商品等の引渡し時期	お申込完了後、14日以内に弊社指定の宅配業者により発送いたします。GW等、夏期、年末・年始休業の時期や、教育訓練給付制度をご利用の場合は、特別スケジュールとなる場合があります。
◇お支払方法	各校舎窓口による現金でのお支払 / クレジットカード / 弊社指定銀行へのお振込 / 郵便振替 / 弊社提携の学費ローン
◇お支払期限	受講料は、講座申込み前にお支払いいただきます。銀行振込、郵便振替の場合は、その控え（コピー可）と共に申込書を弊社までご送付ください。
◇瑕疵担保責任の特約	商品等に不良品が発見された場合、または、お申込み内容と異なる商品が届いた場合は、送料弊社負担にて、速やかに良品又はお申込みの商品等と交換させていただきます。但し、お申込み商品等に受講期限の定めがある場合には、その受講期限を経過した後は、一切、商品等の交換はできません。
◇返品について	お客様のご都合による中途解約（返品）につきましては、別途定めがありますので、「申込規約」並びに「商品等の返品について」をご覧ください。
◇ソフトウェアの動作環境	ご自宅の動作環境はお申込前に必ずご確認下さい。Web映像のご視聴には対応したPC・スマートフォン・タブレットが、DVD映像のご視聴にはDVD-R対応のプレーヤーが必要となります。ゲーム機等での再生は動作保証外です。